

議案第 8 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に該当するもの 0</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>（年度途中で満3歳に達する者を除く。）に該当するもの 0</p> <p>(3) <u>法第19条第3号</u>（年度途中で満3歳に達する者を含む。）に該当するもの 別表第1に定める額</p> <p>2 略</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に該当するもの 0</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>（年度途中で満3歳に達する者を除く。）に該当するもの 0</p> <p>(3) <u>法第19条第1項第3号</u>（年度途中で満3歳に達する者を含む。）に該当するもの 別表第1に定める額</p> <p>2 略</p>